調整後控除未済欠損金額 (8)、(10)又は(13)又は(別表七(二)付表四「５」)	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額 (支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の災害損失金又は青色欠損金」)	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額 (支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の青色欠損金額又は災害損失欠損金額」)

に、同表の記載要領第11号(2)中「調整後控除未済欠損金額(10)又は(13)　(14)」を「調整後控除未済欠損金額(8)、(10)又は(13)又は(別表七(二)付表四「５」)　(14)」に改め、同第13号(2)中「調整後控除未済欠損金額(10)又は(13)　(14)」を「調整後控除未済欠損金額(8)、(10)又は(13)又は(別表七(二)付表四「５」)　(14)」に改め、同号(4)中「第３条の規定による改正前の法人税法第81条の９第３項（連結欠損金の繰越し）」を「附則第28条第３項（欠損金の通算に関する経過措置）」に改め、同第四号③中「当該10年内事業年度が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の」を加え、同号③イ中「特例対象特定欠損金額（」の次に「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和５年政令第145号）第１条の規定による改正前の」を加え、同第七号及び第八号を次のように改める。

７　「(9)」から「(13)」までの各欄は、時価評価除外法人に該当する通算法人が法第57条第８項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当しない場合で、かつ、同項に規定する共同で事業を行う場合として政令で定める場合に該当しない場合において、同項に規定する支配関係発生日以後に新たな事業を開始したとき（次号において「制限対象の場合」という。）についてのみ記載すること。

８　「調整後控除未済欠損金額(8)、(10)又は(13)又は(別表七(二)付表四「５」)　(14)」の欄は、制限対象の場合に該当しない場合には「、(10)又は(13)又は(別表七(二)付表四「５」)」を消し、制限対象の場合に該当する場合で、かつ、令第113条第12項（引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例）において準用する同条第１項の規定の適用を受けない場合には「(8)、」及び「又は(別表七(二)付表四「５」)」を消し、制限対象の場合に該当する場合で、かつ、同項の規定の適用を受ける場合には「(8)、(10)又は(13)又は」を消すこと。

別表七①の記載要領第九号中「第112条の２第５項」の次に「(通算完全支配関係に準ずる関係等)」を、「第112条第５項第１号」の次に「(適格合併等による欠損金の引継ぎ等)」を加え、同第十号中「「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額(支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の災害損失金又は青色欠損金」)(15)」を「「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額(支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の青色欠損金額又は災害損失欠損金額」)(15)」に、「、支配関係事業年度」を「、法第57条第８項第１号に規定する支配関係事業年度（次号(2)及び第12号において「支配関係事業年度」という。）」に改め、同表の記載要領に次の１号を加える。

12　支配関係事業年度以後の事業年度（令第112条の２第５項において準用する令第112条第５項に規定する対象事業年度に限る。）に災害欠損事業年度がある場合の記載は、次によること。

(1)　「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額(15)－(19)」及び「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額(15)－(19)」の各欄（当該災害欠損事業年度に係る部分に限る。）の記載に当たつては、当該災害欠損事業年度において生じた欠損金額のうち法第80条第５項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第１項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額（同条第13項の規定の適用がある場合には、同項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされたもの）を「(15)」の金額から控除して計算すること。

(2)　「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額((15)と(18)のうち少ない金額)　(19)」の欄（当該災害欠損事業年度に係る部分に限る。）の記載に当たつては、当該災害欠損事業年度の別表七(一)「15の③」の金額を「(15)」の金額から控除して計算すること。

別表七①付表１の記載要領第11号中「が租税特別措置法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（(2)において「令和５年旧措置法」という。）」に改め、同号(2)中「租税特別措置法」を「令和５年旧措置法」に改める。

別表七①付表11の記載要領第13号中「が租税特別措置法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（(2)において「令和５年旧措置法」という。）」に改め、同号(2)中「租税特別措置法」を「令和５年旧措置法」に改める。

別表七①付表11の表中	関連法人対象事業年度の欠損金発生額(関連法人対象事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の災害損失金又は青色欠損金」)	関連法人対象事業年度の欠損金発生額(関連法人対象事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の青色欠損金額又は災害損失欠損金額」)

を、同表の記載要領第11号中「「関連法人対象事業年度の欠損金発生額(関連法人対象事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の災害損失金又は青色欠損金」)(6)」を「「関連法人対象事業年度の欠損金発生額(関連法人対象事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の青色欠損金額又は

第三種郵便物認可　令和五年三月三十一日